

国保だより

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間 国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

■国民健康保険の届出を忘れずに

●国民健康保険に加入の必要がある人

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。資格取得の届出が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかのぼって課税されますので、早めに手続きをしましょう。

※手続きの際、退職した人の場合には、健康保険を脱退した証明書（資格喪失証明書・離職票など）と印鑑が必要です。

●社会保険などに加入したため、国民健康保険から脱退する人

社会保険などに加入したため社会保険と国民健康保険の両方の被保険者証を持っている人は、国保の資格喪失届が必要です。届出をしないと、国保税が課税されたままで、社会保険料と両方納めている状態になってしまいますので、忘れずに手続きをしましょう。

※手続きの際、社会保険になった人の場合には、社会保険被保険者証と国民健康保険被保険者証および印鑑が必要です。

■社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に健康保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、各健康保険組合によって異なる場合がありますので、お勤め先に相談してから手続きをしてください。

脳いきいきセラピー 参加者募集！

いつまでも健康で元気に生活するために、認知症を予防しましょう。

- ◎内 容 脳をいきいきと保つための脳トレ、レクリエーション等
- ◎対 象 65歳以上の方
- ◎期 日 第2・第4水曜日
令和2年 1月8日、22日、2月12日、26日、3月11日、25日
- ◎時 間 午前10時30分～正午（受付：午前10時15分～）
- ◎場 所 社会福祉法人 浩仁会 桜坂
（野479-1）
- ◎定 員 30人（初めて参加する方優先）
- ◎費 用 無料
- ◎申込期限 12月20日（金）



※第1～6公民館から送迎車が出ますので、希望する方は申込み時に相談してください。

申込・問合せ先 地域包括支援センター ☎ 34-1111